

# 参 考 資 料（関係法令等）

## 健康保険組合での個人番号（マイナンバー）の利用目的について

### 1. 番号法第9条（利用範囲）

別表第一に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表第一の法人等に「健康保険組合」が掲げられ、その利用事務として「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」と掲げられています。

## 事業主様から個人番号をご提出いただく法的根拠について

### 2. 番号法第14条第1項（提供の要求）

個人番号利用事務等実施者<sup>\*</sup>は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

※個人番号利用事務等実施者とは、次のとおりです。

①個人番号関係事務実施者（事業主） ②個人番号利用事務実施者（健康保険組合）

①事業主様は、本人（従業員様）に個人番号の提供を求めることができ、②健康保険組合は、①事業主様に個人番号の提供を求めることができます。

### 3. 健康保険法第197条（報告等）

①保険者（健康保険組合）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項（資格取得・喪失・報酬・賞与）以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

②保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

健康保険組合は、厚生労働省保険局保険課長通知（平成27年9月30日付）で、上記条文に基づき、事業主様に平成29年1月1日時点の被保険者・被扶養者の個人番号を報告させることと通知されています。

## 健康保険組合が住基ネットから個人番号を取得できる法的根拠について

### 4. 番号法第14条第2項

個人番号利用事務実施者（健康保険組合）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法の規定により、（地方公共団体情報システム）機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

住民基本台帳法で、機構は、別表に掲げる国の機関又は法人（健康保険組合ほか）から事務の処理に関し個人番号の求めがあつたときは、番号法第9条の利用範囲で利用する場合に限って、これを提供するものとしてされています。